

講 師 規 定

講 師 認 定 規 定

講 師 運 用 規 定

静岡県理容生活衛生同業組合

講師に関する規定

〔目的〕

第1条 この規定は、静岡県理容生活衛生同業組合(以下「組合」という。)
規約第14条、第15条に基づき組合講師に関する事項を定め、組合
教育事業の推進を計ることを目的とする。

〔定義〕

第2条 講師とは、講師認定に関する規定の定めにより講師資格認定委員会の
認定を受け、かつ常任理事会の承認を得た者について理事長が委嘱し
た者をいう。

〔講師の定員〕

第3条 講師の定員は15名以内とする。

〔講師の任期〕

第4条 講師の任期は3年とする。ただし年齢満60歳に達したときは当然退
職するものとする。

〔講師の責務〕

第5条 講師は組合規約第15条の定めに基づき、組合教育事業推進のため別
に定める講師の運営に関する規定による責務を果たさなければならない。
い。

〔講師の認定〕

第6条 講師資格を認定するため教育部に講師資格認定委員会を置き、講師
として推薦のあった者について、講師資格の適否に関し速やかに認定
し理事長に報告しなければならない。
2.前項の講師の推薦は各支部長及び、東、中、西の部会長が理事長宛
に行うものとする。

〔講師の罷免〕

第7条 また講師としての品位を著しく害する行為のあったときは、講師認定
委員会の意見を参考に、常任理事会の議を経て解職することが出来る。

〔名誉講師〕

第8条 年齢満60歳に達し定年となった講師について、とくに組合教育事業
に功績顕著の者及び学識が豊富で、組合教育事業の推進上必要と思わ
れる者については、理事長は認定委員会の意見を参考とし名誉講師と
して委嘱することが出来る。
2.前項により決定する名誉講師は、任期を満70歳とする。

〔特別講師〕

第9条 第2条及び第7条の規定にかかわらず、組合教育事業に関する指導実績の責務を果たすため、とくに必要と認められる場合は、理事長は認定委員会の認定を経ることなく、臨時専門科目について講師を委嘱することが出来る。

2.前項により委嘱する講師は、特別講師とし講習ごとに任期を定める。

〔助講師〕

第10条 第3条の定員に不足が生じた時は組合傘下の支部教育部長を起用してその不足期間の組合教育事業の維持を図る。

2.助講師の任命・資格・経理・活動の制限等に関し別に規定を定め管理運営を図り静岡県組合教育部の補佐的役割を果たすとする。

〔講師の休会について〕

第11条 医師の診断書又は本人の申し出による病気及び手術後の療養に努める場合にのみ、特例として常任理事会にて休会届を受理する事ができる。

ただし、その場合の休会の期間が2年を経過した時点で状況に変化が現れない場合は常任理事会の判断に委ねる。

〔規定の改定〕

第12条 この改定は、常任理事会の議を経て行う。

〔細 則〕

第13条 この規定の運用に関して、必要とする事項は常任理事会の議を経て別に定める事ができる。

〔付 則〕

この規定は昭和58年4月1日より施行する。

この規定の改正部分は平成28年11月15日より施行する。

講師認定に関する規定

〔目的〕

第1条 この規定は、静岡県理容生活衛生同業組合(以下「組合」という。)規約第15条に基づき、組合講師認定に関する事項を定め、組合教育事業の推進をはかることを目的とする。

〔講師資格認定基準〕

第2条 講師資格認定基準は次の通りとし、講師資格の認定を受けるべきものは第1号及び第2号並びに第3号から第8号のうち少なくとも3以上の事項を満たしている事。

- (1)年齢が50歳未満であること。
- (2)理容師の免許を受けた後、満7年以上継続経験をもち、管理理容師の資格を有する者であること。
- (3)理容師の免許を受けた後、養成施設又は組合が行う講習において満3年以上の理容教育に従事している者であること。
- (4)全国理容生活衛生同業組合連合会(以下「連合会」という)講師適任証を授与された者であること。
- (5)理容学術賞を受賞した者であること。
- (6)全国理容競技大会静岡県予選大会認定において優秀な成績を収めた者であること。
- (7)所属する支部の教育部長に満3年以上従事した者であること。
- (8)申請書は所属する支部の支部長並びに所属部会の部会長を経由した物である。

〔認定考慮事項〕

第3条 講師資格認定委員会は、講師資格の認定にあたって、前項の用件のほか、次の事項について考慮してその決定を行うものとする。

- (1)人格が優れていること。
- (2)信用があること。
- (3)知性が豊かであること。
- (4)指導力があること
- (5)学識能力が優れていること。
- (6)組織に協力的であること。

〔委員会の処理事項〕

第4条 委員会は講師資格の適否の認定に関する事項のほか、講師の任期更新、名誉講師、講師罷免にかかわる事項を処理するものとする。

〔委員会の構成〕

第5条 委員会は7名で組織する。

2. 委員会の委員は理事長が理事会の議を経て、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれの委員の数について任命する。

- (1) 組合教育担当理事 1名
- (2) 組合理事 3名
- (3) 学識者 3名

3. 委員会の委員は前項第3号に掲げる者を除き、任命されたときの資格を失った場合はその職を失うものとする。

4. 委員会の委員長には、組合教育担当理事(第二項第1号該当者)があたるものとする。

〔委員の任期〕

第6条 委員会の委員の任期は3年とする。但し補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

〔委員会の開催〕

第7条 委員会は委員長が招集する。

2. 委員会の招集は、少なくとも会日の10日前までに委員に通知して行うものとする。

3. 委員会は委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

4. 委員会は非公開とするとともに、委員会の委員及び専門委員は、この認定の課程その他の重要事項が他に漏洩することのないよう機密を保持しなければならない。

〔講師の認定〕

第8条 委員会は講師として推薦のあった者について、推薦を締め切った日から6ヶ月以内に講師資格の適否に関し認定し理事長に報告しなければならない。

2. 前項の推薦は、支部長が理事長宛に行うものとする

3. 講師資格の認定について、専門的事項を調査させるため、この委員会に専門委員を置くことができる。

4. 前項の専門委員は必要に応じ委員会の議を経て委員長が委嘱する

5. 第3項により専門委員が調査する事項は、第8条第6項の第2号に定める第二次審査及び第三次審査にかかわる事項に限るものとする。

6. 講師資格認定は、次により行うものとする。

- (1) 規定第2条に定める用件の確認。
- (2) 前項により確認の結果、規定第2条に定める用件を満たしていること認定した者については委員会において次の審査を行う。
 - ① 第1次審査(書類審査)履歴書等により講師として必要とされる人格、信用性、知性及び見識、経験等を備えているかどうかの審査を行う。

② 第2次審査(論文審査)第1次審査を通過した者より論文を提出させ審査を行う。

③ 第3次審査(面接審査)を通過した者について口述または実技による審査を行う。この場合、必要に応じ口述及び実技の両方を併せて審査を行うことができる。

7. 第8条第6項の第2号による審査は、すべて5点満点とし、平均4点以上をもって通過点とする。

この場合の採点の基準は次によるものとする。

秀—5点 優—4点 良—3点 可—2点 不可—1点

8. 委員会は、第8条第6項による第3次審査を通過した者について、規定第3条に定める事項その他に基づき、総合審査をおこない、講師としての適否に関し採取的な認定を行うものとする。この場合の決定は、規定第7条に第3項により行わなければならない。

[規定の改正]

第9条 この規定の改正は常任理事会の議を経て行う。

[細則]

第10条 この規定の運用に関し必要とする事項は常任理事会の議を経て別に定める事が出来る。

[付則]

この規定は昭和58年4月1日より施行する。

この規定の改正部分は平成5年4月1日より施行する。

この規定の改正部分は平成28年11月15日より施行する。

講師の運営に関する規定

[目的]

第1条 この規定は、「静岡県理容生活衛生同業組合講師(以下「組合講師」という)に関する規定」に基づき組合講師の運営に関する事項を定め、組合講師が組合の教育目標に従い、組合の諸教育を通じて円滑にその目標を果たせるように定めたものである。

[講師の責務]

第2条 組合講師に関する規定第5条に定める講師の責務とは、積極的に組合教育目標を理解し、その責務を果たすことをいう。

(1) 組合及び東・中・西部会(以下「部会」という)並びに各支部が開催又は主管する教育講習の講師として指導にあたること。

(2) 組合が開催する全国理容競技大会及びその予選会の各種委員並びに組合の各種委員を委嘱された場合は、とくに理由のない限りそれに応じなければならない。

(3) 教科部会及び研修会等学術技術の研究に参加すること。

(4) 講師会に加入すること。

〔講師活動の制限〕

第3条 講師は組合が開催又は主官する教育講習以外の講師に、出講してはならない。ただし、組合並びに講習会場の当該支部の承認を得た場合はこの限りでない。

〔旅費等の支払基準〕

第4条 講師が出講する場合の旅費謝礼等の支払いは、別に定める「講師謝礼基準」によるものとする。

〔報告書の提出〕

第5条 講師は教育講習会において指導した場合には事後速やかに所定の様式による報告書を組合事務所に提出しなければならない。

〔講師派遣の申込〕

第6条 組合講師の出講を求めるときは、次の事項を記載した書面をもって速やかに、組合事務所に提出しなければならない。

- (1) 講習の目的(主旨)
- (2) 講習会の日時及び場所
- (3) 受講対象及び予定人数
- (4) 講習科目の内容(1講習1科目を原則とする。)
- (5) 受講料の有無(有料の場合はその金額)
- (6) 講習会の主催者名及び住所、責任者氏名

〔規定の改正〕

第7条 この規定の改正は常任理事会の議を経て行う。

〔付 則〕

この規定は昭和58年4月1日より施行する。

この規定の改正部分は平成28年11月15日より施行する。

この規定の改正部分は令和6年2月5日より施行する。

〔講師謝礼基準〕

1. この基準は、「静岡県理容生活衛生同業組合講師の運営に関する規定」第4条に基づき、組合講師の旅費、謝礼等の支払い基準について定める。
2. 講師が講習に出講する場合の旅費、謝礼等の支給は、すべてこの基準によるものとする。
3. 講師に支給する旅費、謝礼等は居住地から講習地までとし、別に定める講師旅費謝礼基準により支払いする。
4. 旅費は別に定める講師旅費謝礼基準で計算するが、天災その他止む得ない事情により順路に変更があった場合には、実際に経過した順路によるものとする。

〔講師旅費謝礼基準〕

1. 使用交通機関

- 第1位 JRの列車又は電車
- 第2位 私鉄の電車
- 第3位 JRのバス
- 第4位 私鉄のバス

上記の順位を優先として使用する。

2. 出発・終着地

講習開催会場あるいは目的地の最寄りの停車駅又は停留所

3. 旅費の計算

支給する旅費は「普通旅客運賃」「宿泊費」「謝礼」「その他の実費」とし、その金額は次の通りとする。

- (1) 運賃 普通旅客運賃・新幹線運賃
- (2) 宿泊費 片道の所要時間が3時間を越す場合、宿泊費は10,000円とする。
- (3) 謝礼 講習謝礼は下記の表に基づくものとし、午後6時以降に講習開始の場合には、5割ましとする。尚、講習時間は昼間6時間、夜間は4時間を限度とする。

主催者	謝礼
組合・支部	30,000円
理容の研究団体 又は 器具商組合	40,000円
都道府縣市町村役所 商工会・その他	50,000円

- (4) その他 駅又は停留所までの雑交通費として3,000円
(居住地と講習地が同一の場合も含む)を支給する。
- (5) 組合員店舗における講習会場費は2時間以内を2,000円、
2時間を超える場合は3,000円とする。